

我孫子市布佐中学校区小中一貫教育運営協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、我孫子市布佐中学校区小中一貫教育運営協議会について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 運営協議会は、布佐中学校区小中一貫教育の運営に関して3校校長（以下「校長」と略す）の権限と責任の下、保護者及び地域住民の小中一貫教育に関わる学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって布佐中学校区小中一貫教育の推進や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、各学期に1回開催するものとする。

2 校長は、次年度の小中一貫教育に関しての基本的な方針を作成し、3学期の運営協議会に図って決定するものとする。

(意見の申し出)

第4条 運営委員は、小中一貫教育全般について、校長に対して、意見を述べることができる。

(運営委員の任命)

第5条 運営協議会の運営委員は24名以内とし、次の各号に掲げる者の内から、校長が委嘱する。

- (例) (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校評議員
- (4) 学校支援コーディネーター
- (5) 学校管理職
- (6) その他、校長が適当と認める者

2 運営委員の辞職等により欠員が生じた場合には、校長は速やかに新たな運営委員を委嘱するものとする。

(任期)

第6条 運営委員の任期は2年とし、2期までとする。

2 第5条第2項により新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、布佐中学校区小中一貫教育運営協議会を解散した際には運営委員はその身分を失う。

(報酬)

第7条 運営委員の報酬は、無償とする。

(運営委員長及び副運営委員長)

第8条 運営協議会に運営委員長1名及び副運営委員長1名を置くこととする。

- 2 運営委員長は3校校長のうち1名が務め、運営副委員長は運営委員長の指名とする。
- 3 委員長が会議を招集し、議事を掌る。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(校長の権限)

第9条 運営協議会は、校長が主宰する。

- 2 校長は、運営協議会の決定を小中一貫教育に関わる学校運営に生かすよう努めなければならない。

(議事)

第10条 運営協議会は、定例会及び臨時会とし、委員長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 4 委員長は、会議を記録をし、保管しなければならない。
- 5 書記は、各校教頭の持ち回りとし、議事録を作成し、各校へ配布する。

(会議の公開)

第11条 運営協議会の会議は、原則公開とする。

(運営に関する評価と情報提供)

第12条 運営協議会は、保護者、地域住民に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(解嘱)

第13条 校長は、運営委員が次の各号のいずれかに該当するもしくは行為がある場合は、これを解嘱又は解任することができる。

- (1) 運営委員から辞任の申し出があったとき。
- (2) 病気等のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 協議会及び3校の学校運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (4) 運営委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (5) 運営委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(要綱の変更)

第14条 この規約は、全運営委員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。